

青少年の健全な育成に関する条例

制定 昭和五十六年一月九日 条例第二号
改正 昭和五十九年十二月二十六日 条例第七十一号
平成三年十二月二十四日 条例第三十五号
平成七年十月十八日 条例第三十一号
平成八年七月十二日 条例第三十六号
平成十一年一月八日 条例第三号
平成十一年十月十九日 条例第二十六号
平成十二年三月二十八日 条例第十七号
平成十三年十二月二十六日 条例第四十四号
平成十六年十二月二十四日 条例第四十号
平成二十年十月十四日 条例第二十五号

目次

- 第一章 総則(第一条 第八条)
- 第二章 健全育成に関する施策(第九条 第十一条)
- 第三章 青少年を取り巻く社会環境の整備(第十二条 第二十条)
- 第四章 健全な成長を阻害する行為及び営業の規制(第二十一条 第二十四条の十一)
- 第四章の二 京都府青少年健全育成審議会(第二十四条の十二 第二十四条の十三)
- 第五章 雑則(第二十五条 第三十条)
- 第六章 罰則(第三十一条 第三十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、府の施策の基本を定めてその推進を図るとともに、府民参加のもとに青少年を取り巻く社会環境の整備を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 何人も、青少年の育成に当たっては、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚をもつて、自己の啓発、向上に努めるとともに、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を培い、もって心身ともに健康な社会人として成長するよう配慮しなければならない。

(府の責務)

第三条 府は、国及び市町村と連携し、青少年の健全な育成に関する総合的施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、府の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、当該地域の実情に即した青少年の健全な育成に関する施策を実施する責務を有する。

(府民の責務)

第五条 府民は、青少年の意識と行動について関心を高め、深い愛情と理解をもつて青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境又は行為から青少年を保護するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第六条 保護者(親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。以下同じ。)は、青少年を健全に育成することが本来の義務であることを深く自覚して、青少年を監護し、教育しなければならない。

(青少年育成関係者の責務)

第七条 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者(以下「青少年育成関係者」という。)は、その職務又は活動を通じて、相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

(適用上の注意)

第八条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを濫用し、府民の自由と権利を不当に侵害するようないことがあつてはならない。

第二章 健全育成に関する施策

(施策の基本)

第九条 府は、青少年の健全な育成を図るため、青少年及び府民の自主的な活動を基本として、次の各号に掲げる事項を内容とする施策を総合的に実施するものとする。

- (一) 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- (二) 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成及び確保
- (三) 青少年の健全な育成のための施設の整備及び利用の促進
- (四) 青少年を取り巻く社会環境の整備及び非行防止活動の推進
- (五) 青少年の健全な育成のための府民の自主的活動及び営業を営む者の自主的努力の促進
- (六) 青少年の健全な育成に関する調査研究及び情報の提供

(推奨)

第十条 知事は、書籍、映画、演劇及びこれらに類するもので、その内容が青少年の健全な育成を図るついでにおいて特に有益であると認められるものを推奨することができる。

(表彰)

第十一条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

けるものを表彰することができる。

- (一) 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (二) 青少年又はその団体で、その行動又は活動が他の模範になると認められるもの
- (三) 営業を営む者又はその団体で、自主的に努力することに より青少年の健全な育成に特に寄与したと認められるもの

第三章 青少年を取り巻く社会環境の整備

(定義)

第十二条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (一) 青少年 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。)をいう。
- (二) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、文書、フィルム、音声又は映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。
- (三) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物及びこれに類するものをいう。
- (四) 広告物 公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、ポスター及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。
- (五) がん具刃物類 がん具、刃物及びこれらに類するもの
- (六) 銃砲刀剣所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)をいう。
- (七) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接対面する方法によらずに販売又は貸付けをすることができる機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売又は貸付けをすることができるものを含む。)をいう。
- (八) 自動車類 道路交通法(昭和二十五年法律第一〇五号)第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- (九) 深夜 午後十一時から翌日の午前四時までの時間をいう。
- (十) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (十一) 利用カード等 テレホンクラブ等営業を営む者(以下「テレホンクラブ等営業者」という。)の提供する役務を利用するために必要な情報が記載されているカードその他の

物品であつて、当該役務の対価を得て発行されるものをいふ。

- (十一) 出会い喫茶等営業 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的交際(会話を含む。以下同じ。)を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(第九号に規定するテレホンクラブ等営業を除く。)をいう。

(図書類等に係る努力義務)

第十三条 図書類の販売、貸付け若しくは閲覧若しくは視聴をさせることを業とする者(以下「図書取扱業者」という。)は、興行を主催する者又は広告物の広告主若しくは管理者は、図書類、興行又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に、当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、当該興行を観覧させ、又は当該広告物を表示し、若しくは頒布しないよう自主的に努力しなければならない。

- (一) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (二) 青少年に粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (三) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(有害図書類の販売等の制限)

第十三条の二 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (一) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (二) 著しく青少年に粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (三) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。

- (一) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)がその総ページの三分の一以上を占めるもの
- (二) 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為の場面が規則で定めるものの描写の時間が合

わせて三分を超えるもの又は映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク若しくは光磁気ディスクの製作若しくは販売を行う者で構成する団体で知事の指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの

- 3 第一項の規定による指定は、告示により行つた。
- 4 図書取扱業者は、第一項の規定により指定された図書類又は第二項各号の規定に該当する図書類(以下「有害図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。
- 5 図書取扱業者は、有害図書類を陳列するとき、規則で定める方法により当該有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。
- 6 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されているときは、当該図書取扱業者に対し、期限を定めて、当該有害図書類の陳列の方法又は場所について改善すべきことを勧告することができる。
- 7 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わな

いときは、その勧告に従つべきことを命じることができる。

(有害興行の観覧の制限)

第十三条の三 知事は、興行(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第一二二号)第一条第六項第三号に規定する営業に係る興行を除く。以下同じ。)の内容の全部又は一部が前条第一項各号の二に該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

- 2 興行を主催する者(以下「興行者」という。)は、前項の規定により指定された興行(以下この条において「有害興行」という。)を青少年に観覧させてはならない。
- 3 興行者は、有害興行を行うときは、規則の定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に、青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。
- 4 前条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

(広告物に対する措置命令)

第十三条の四 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第十三条の二第一項各号の一に該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去その他必要な措置を命じることができる。

(がん具刃物類に係る努力義務)

第十四条 がん具刃物類の販売を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号の一に該当すると認められるときは、青少年に、当該がん具刃物類を販売し、頒布し、又は貸し付けられないよう自主的に努めなければならない。

- (一) 第十三条第一号に規定するもの
- (二) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は犯罪

を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(有害がん具刃物類の販売等の制限)

第十四条の二 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。

- (一) 第十三条の二第一号に規定するもの
- (二) 著しく人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は著しく犯罪を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(自動販売機等に係る努力義務)

第十五条 自動販売機等による図書類又はがん具刃物類(以下「図書類等」という。)の販売又は貸付けを業とする者(以下「自動販売業者」という。)は、図書類等が第十三条各号又は第十四条第二号の規定に該当すると認められるときは、自動販売機等に当該図書類等を収納しないよう自主的に努めなければならない。

- 2 自動販売機による避妊用品(薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)別表第一衛生用品の項第二号及び第三号に規定する医療機器をいう。以下この項において同じ。)の販売を業とする者は、学校その他青少年の利用する教育施設、文化施設、体育施設等の施設の周辺に、避妊用品を収納する自動販売機を設置しないよう自主的に努めなければならない。

(自動販売機等の設置場所の制限)

第十五条の二 自動販売業者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学及び幼稚園を除く。)の敷地の周囲二〇メートルの区域内においては、第十三条各号又は第十四条第二号の規定に該当する図書類等を収納する自動販売機等を設置してはならない。

(自動販売機等管理者)

第十五条の三 自動販売業者等は、その設置する自動販売機等(以下「自動販売機等管理者を置かなければならない。ただし、自動販売業者等の住所地(法人にあつては、主たる事務所の所在地)が存する市町村(京都市にあつては、区。以下同じ。))の区域に設置する自動販売機等については、この限りでない。

- 2 自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者でなければならない。
- (一) その管理する自動販売機等の設置場所が所在する市町村の区域内に居住していること。
- (二) この条例に定める自動販売機等管理者の義務を確実に

履行できる権限を有していること。

(三) 前二号に掲げるもののほか、規則で定める要件

(自動販売機等)による有害図書類等の販売等の制限等)

第十五条の四 自動販売等業者は、有害図書類又は有害がん具刃物類(以下この条において「有害図書類等」という。)を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売等業者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納した図書類等が有害図書類等となつたときは、直ちに当該有害図書類等を撤去しなければならない。

3 前二項の規定は、法令の規定に基づき青少年の立入りが常時禁止されている場所(以下「青少年立入常時禁止場所」という。)に設置される自動販売機等については、適用しない。

4 知事は、第一項又は第二項の規定に違反した者に対し、当該有害図書類等の撤去を命じることができる。

(質受け及び質受け等に係る努力義務)

第十六条 質屋(質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第二項に規定する者)をいう。以下同じ。)は、青少年から物品(有価証券を含む。以下同じ。)を質に取らないよう自主的に努めなければならない。

2 古物商(古物営業法(昭和二十四年法律第一〇八号)第一条第三項に規定する者)をいう。以下同じ。)は、青少年から同条第一項に規定する古物(以下単に「古物」という。)を買い受け、若しくは古物の販売、若しくは交換の委託を受け、又は青少年と古物を交換しないよう自主的に努めなければならない。

(質受け及び質受け等に対する措置命令)

第十六条の二 知事は、質屋が常習として青少年から物品を質に取り、又は古物商が常習として青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売若しくは交換の委託を受け、若しくは青少年と古物を交換したと認めるときは、当該質屋又は古物商に対し、取引の是正その他必要な措置を命じることができる。ただし、質屋又は古物商が、青少年に対し、保護者の委託を受け、又は同意を得たことを取引ごとに確認したと認められるときは、この限りではない。

(自動車類等に係る努力義務)

第十七条 自動車類若しくはこれらの部品若しくは燃料の販売又は自動車類の分解整備を業とする者は、営業に当たつて、青少年により自動車類又はこれらの部品若しくは燃料が道路交通法第六十八条に規定する共同危険行為等に使用されないよう自主的に努めなければならない。

(深夜はいかひ防止の努力義務)

第十八条 何人も、青少年を深夜に盛り場その他青少年の健全な成長を阻害するおそれのある場所では、いかひさせないよう努めなければならない。

(深夜外出の制限)

第十八条の二 保護者は、通勤、通学その他の特別な理由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないよう努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、若しくは同意を得た場合又は深夜における勤務、緊急を要する特別な事情その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を、その居所から連れ出し、その居所以外の場所において同伴し、又はその居所以外の場所にとどめてはならない。

3 深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう自主的に努めなければならない。

(インターネット上の情報に係る努力義務)

第十八条の三 保護者及び青少年育成関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たり第十三条各号又は第十三条の二第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報(以下「有害情報」という。)を閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつて、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう自主的に努めなければならない。

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、営業に当たつて、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供しよう自主的に努めなければならない。

(相互協力等)

第十九条 第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条の二及び第十八条の三の規定により自主的努力を求められている業者(以下「自主努力業者」という。)は、当該各条に規定する自主的努力が効果的かつ円滑に行われるよう相互に協力しなければならない。

2 自主努力業者及びその団体並びに保護者及び青少年育成関係者は、相互に連携し、社会環境の整備の促進に努めるものとする。

(自主的努力の基準等)

第二十条 知事は、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条の二及び第十八条の三に規定する自主的努力の円滑な推進を図るため、必要に応じ自主努力業者及びその団体、保護者並びに青少年育成関係者の意見を聴いて、自主的努力に関する基準を定め、これを公表するものとする。

2 知事は、第十三条、第十四条、第十五条、第十六、第十七条、

第十八条の二及び第十八条の三に規定する自主的努力の実が上るよう、自主努力業者及びその団体、保護者並びに青少年育成関係者に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

第四章 健全な成長を阻害する行為及び営業の規制

(淫行及びわいせつ行為の禁止)

第二十一条 何人も、青少年に対し、金品その他財産上の利益若しくは職務を供し、若しくはそれらの供与を約束することにより、又は精神的、知的未熟若しくは情緒的不安定に乗じて、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供又は周旋の禁止)

第二十二条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年によつて行われ、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (一) 淫行又はわいせつ行為
(二) と博
(三) 暴行又は脅迫
(四) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の使用
(五) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用
(六) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品の不健全な使用
(七) 飲酒又は喫煙

(深夜における興行場等への入場制限)

第二十三条 興行者又は規則で定める営業を行う者(以下この条において「興行者等」という。)は、正当な理由がある場合を除き、深夜においてその興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

2 興行者等は、深夜において興行又は営業を行う場合は、規則の定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に、深夜は青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

(いれずみを施す行為の禁止)

第二十四条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(テレホンクラブ等営業等の広告物の頒布の禁止等)

第二十四条の二 何人も、テレホンクラブ等営業を営む場所又は利用カード等の販売若しくは貸付け(以下「販売等」という。)をする場所(以下「利用カード等販売場所」という。)の名称、所在地又は電話番号(以下「名称等」という。)を記載した文書、図面その他の物品(以下「文書等」という。)を青少年に頒布してはならない。

2 知事の指定する職員又は警察官は、前項の規定に違反する行為

(以下この項において「違反行為」という。)が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対し、当該違反行為の中止を命じることができる。

(テレホンクラブ等営業の利用の指示又は勧誘の禁止)

第二十四条の三 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ等営業を利用するよう指示し、又は勧誘してはならない。

(利用カード等の販売等の禁止)

第二十四条の四 何人も、青少年に対し、利用カード等を販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、青少年に対し、テレホンクラブ等営業者の提供する役務の対価を得て、又は得ることを約束して当該役務を利用するために必要な情報を提供してはならない。

(自動販売機等による利用カード等の販売等の制限)

第二十四条の五 何人も、自動販売機等に利用カード等を収納してはならない。

2 第十五条の四第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(利用カード等の販売等の広告物の表示の禁止等)

第二十四条の六 何人も、青少年立入常時禁止場所以外の場所において、利用カード等販売場所の名称等を記載した広告物を表示してはならない。ただし、第二十五条の第二項の規定による届出をした者が、その利用カード等販売場所に表示する当該利用カード等販売場所の名称等を記載した広告物で、当該広告物又はこれを掲出する物件が長さ五メートル以下で広さ五平方メートルを超えないもの(都市計画法(昭和四十三年法律第一〇〇号)第二章の規定により定められた風致地区において表示する場合)については、長さ二メートル以下で広さ二平方メートルを超えないもの)については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定に違反した者に対し、広告物の除去その他必要な措置を命じることができる。

3 第二十四条の二第二項の規定は、第一項の規定に違反する行為をしている者について準用する。

(出会い喫茶等営業の禁止区域等)

第二十四条の七 出会い喫茶等営業は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内又は都市計画法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域(以下「営業禁止区域等」という。)においては、これを営んではならない。

(一) 学校教育法第一条に規定する学校のうち大学以外の学校

(二) 図書館法(昭和二十五年法律第一一八号)第二条第一項に規定する図書館

(三) 児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第七条第一

項に規定する児童福祉施設
(四) 前三号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 前項の規定は、一の区域が営業禁止区域等となつた際に当該区域において第二十五条の三の規定による届出をして出会い喫茶等営業を営んでいる者の当該出会い喫茶等営業については適用しない。

(出会い喫茶等営業の広告物の表示の禁止等)

第二十四条の八 何人も、営業禁止区域等(青少年立入常時禁止場所を除く。)において、出会い喫茶等営業を営む場所(以下「出会い喫茶等営業所」という。)の名称等を記載した広告物を表示してはならない。ただし、出会い喫茶等営業を営む者(以下「出会い喫茶等営業者」という。)で第二十五条の三の規定による届出をしたものがその出会い喫茶等営業所に表示する当該出会い喫茶等営業所の名称等を記載した広告物で、当該広告物又はこれを掲出する物件が長さ五メートル以下で広さ五平方メートルを超えないもの(都市計画法第二章の規定により定められた風致地区において表示する場合)にあつては、長さ二メートル以下で広さ二平方メートルを超えないもの)については、この限りでない。

2 何人も、出会い喫茶等営業所の名称等を記載した文書等を青少年に頒布してはならない。

3 第二十四条の二第二項の規定は前二項の規定に違反する行為をしている者について、第二十四条の六第二項の規定は第一項の規定に違反した者について準用する。

(出会い喫茶等営業所への入場制限等)

第二十四条の九 出会い喫茶等営業者は、次に掲げる行為を行つてはならない。

(一) 青少年を出会い喫茶等営業所に客として入場させること

(二) 青少年に対し、出会い喫茶等営業所に客として入場するよう指示し、又は勧誘すること

2 出会い喫茶等営業者は、規則の定めるところにより、その出会い喫茶等営業所へ入場しようとする者の見やすい場所に、青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

(出会い喫茶等営業への従事制限等)

第二十四条の十 出会い喫茶等営業者は、青少年を次に掲げる業務に従事させてはならない。

(一) 出会い喫茶等営業の客に接する業務

(二) 出会い喫茶等営業の客となるよう勧誘する業務

(三) 出会い喫茶等営業所の名称等を記載した文書等を頒布する業務

2 出会い喫茶等営業者は、規則の定めるところにより、出会い喫茶等営業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該営業に従事する者の氏名、生年月日、住所その他の事項を記載しなければならない

ない。ただし、出会い喫茶等営業所ごとに、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条に規定する労働者名簿を備え付けている場合は、これを従業者名簿に代えることができる。

(出会い喫茶等営業の停止等)

第二十四条の十一 知事は、出会い喫茶等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、次の各号のいずれかの罪に該当する違法な行為をしたときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該出会い喫茶等営業の全部又は一部の停止を命じることができる。

(一) この条例に規定する罪(第三十一条第二項第一号の罪を除く。)

(二) 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一七五条又は第八十二条の罪

(三) 売春防止法(昭和三十一年法律第一一八号)第二章の罪

(四) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

(五) 労働基準法第一一八条第一項(同法第五十六条第一項に係る部分に限る。)(又は第一一九条第一号)(同法第六十一条第一項に係る部分に限る)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条第二項の規定により適用される場合を含む。)の罪

(六) 児童福祉法第六十条第一項又は第二項(同法第三十四条第一項第九号に係る部分に限る。)の罪

2 知事は、前項の場合において、当該出会い喫茶等営業者が営業禁止区域等において出会い喫茶等営業を営んでいる者であるときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、同項の規定による停止の命令に代えて、当該出会い喫茶等営業の廃止を命じることができる。

第四章の二 京都府青少年健全育成審議会

(京都府青少年健全育成審議会への諮問)

第二十四条の十二 知事は、次に掲げる場合には、あらかじめ京都府青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第二号又は第六号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

(一) 第十条の規定による推奨をしようとするとき。

(二) 第十三条の二第一項、第十三条の三第二項又は第十四条の二第一項の規定による指定をしようとするとき。

(三) 第十三条の二第二項に規定する規則を定めようとするとき。

(四) 第十三条の四又は第十六条の二の規定による命令をしようとするとき。

- (五) 第二十条第一項の規定による基準を定めようとするとき。
- (六) 第二十四条の十一の規定による命令をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により京都府青少年健全育成審議会
の意見を聴かないで指定又は命令をしたときは、これを京都府
青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

(京都府青少年健全育成審議会の設置)

第二十四条の十三 前条第一項の規定による知事の諮問のほか、青
少年の健全な育成を図るための総合的施策の樹立及び実施に関
する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府青少年健全育
成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、青少年を取り巻
く社会環境の整備の促進に資するため、次に掲げる事項につ
いて知事に建議することができる。

- (一) 第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、
第十八条の二第三項又は第十八条の三第二項若しくは第三
項の規定の運用に関すること。
 - (二) 第十九条の規定による相互協力等に関すること。
 - (三) その他社会環境の整備の促進に関すること。
- 3 審議会は、委員二十五人以内で組織する。
- 4 審議会において専門の事項を調査審議するために必要がある
ときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。
- 5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任
命する。
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前
任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要
な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(自動販売機等の設置届等)

- 第二十五条 自動販売機等業者は、規則の定めるところにより、販売
又は貸付けを開始する日の十日前までに図書類等を収納する自
動販売機等の設置場所、自動販売機等管理者の氏名及び住所その
他の事項を知事に届け出るとともに、当該自動販売機等の見やす
い場所に自動販売機等管理者の氏名、連絡先その他の事項を表示
しなければならない。
- 2 前項の規定による届出をした自動販売機等業者は、当該届出に係
る自動販売機等の設置場所を変更しようとするときは、変更後の
自動販売機等の設置場所において販売又は貸付けを開始する日
の十日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした自動販売機等業者は、前項の場合
を除くほか、届け出た事項に変更があつたとき又は当該届出に係

る自動販売機等による販売又は貸付けを廃止したときは、その変
更があつた日又は廃止をした日から十日以内に、知事にその旨を
届け出なければならない。

4 第十五条の四第三項の規定は、第一項の規定による届出につ
いて準用する。

(利用カード等の販売届等)

第二十五条の二 利用カード等の販売等を行う者とする者は、規則
の定めるところにより、利用カード等の販売等を開始する日の十
日前までに、利用カード等販売場所の所在地その他の事項を知事
に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る利用カード
等販売場所の所在地を変更しようとするときは、変更後の利用カ
ード等販売場所の所在地において利用カード等の販売等を開始
する日の十日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、前項の場合を除くほか、
届け出た事項に変更があつたとき又は当該届出に係る利用カ
ード等の販売等を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止を
した日から十日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(出会い喫茶等営業の開始届等)

第二十五条の三 出会い喫茶等営業を営もうとする者は、規則の定
めるところにより、出会い喫茶等営業所ごとに、出会い喫茶等営
業を開始する日の十日前までに、出会い喫茶等営業所の名称及び
所在地その他の事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした出会い喫茶等業者は、届け出た
事項(出会い喫茶等営業所の所在地以外の事項に限る。)に変更
があつたとき又は当該届出に係る出会い喫茶等営業を廃止した
ときは、その変更があつた日又は廃止をした日から十日以内に、
知事にその旨を届け出なければならない。

(立入調査等)

第二十六条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めると
きは、その指定する者に、営業時間内に限り、書店、興行場、出
会い喫茶等営業所その他の営業を営む場所に立ち入り、調査を
せ、関係者に質問させ、又は必要な資料の提出を求めさせること
ができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うも
のとし、みだりに関係者の正常な業務を妨げることがあつてはな
らぬ。

3 第一項の規定により立入調査等を行う職員はその身分を示す
証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認
められたものと解してはならない。

第二十七条 知事は、前条第一項の規定による立入調査等の結果、
第二十条第一項の規定により定める基準に適合しないところ
があるときは、自主的努力の実施、促進又は改善について
勧告することができる。

(京都府社会環境浄化推進員)

第二十八条 知事は、府民の協力を得て、青少年を取り巻く社会環
境の浄化を促進するため、この条例の普及、啓発その他の活動を
行う京都府社会環境浄化推進員を委嘱することができる。

(経過措置)

第二十九条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する
場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要
とされる範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置
を含む。)を定めることができる。

(規則への委任)

第三十条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し
必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役
又は五十万円以下の罰金に処する。

- (一) 第二十一条の規定に違反した者
- (二) 第二十四条の十一の規定による命令に違反した者
- (三) 第二十四条の十一の規定に違反した者
- (四) 第二十四条の七第一項の規定に違反した者
- (五) 第二十四条の九第一項の規定に違反した者
- (六) 第二十四条の十第一項の規定に違反した者
- (七) 第二十四条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処す
る。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処
する。

- (一) 第十三条の四の規定による命令に違反した者
- (二) 第十五条の四第四項の規定による命令に違反した者
- (三) 第二十五条の規定に違反した者(同条第七号に規定する
行為について同条の規定に違反した者にあつては、常習とし
て場所を提供し、又は周旋した者に限る。)
- (四) 第二十四条の二第二項(第二十四条の六第三項及び第二
十四条の八第三項において準用する場合を含む。)(又は第二
十四条の六第二項(第二十四条の八第三項において準用する
場合を含む。))の規定による命令に違反した者
- (五) 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処
する。
- (一) 第十三条の二第四項の規定に違反した者

- (二) 第十三条の二第七項の規定による命令に違反した者
 - (三) 第十三条の三第二項の規定に違反した者
 - (四) 第十四条の二第二項の規定に違反した者
 - (五) 第十五条の四第一項又は第二項の規定に違反した者
 - (六) 第十六条の二の規定による命令に違反した者
 - (七) 第十八条の二第二項の規定に違反した者
 - (八) 第二十三条第一項の規定に違反した者
 - (九) 第二十四条の四の規定に違反した者
 - (十) 第二十四条の五第一項の規定に違反した者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- (一) 第十三条の三第三項の規定に違反した者
- (二) 第二十三条第一項の規定に違反した者
- (三) 第二十四条の九第二項の規定に違反した者
- (四) 第二十四条の十第一項の規定による従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- (五) 第二十五条第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (六) 第二十五条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (七) 第二十五条の三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (八) 第二十六条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による資料の提出を求められて、資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をした者

- 7 第十三条の二第四項、第十三条の三第二項、第十四条の二第二項、第十八条の二第二項、第二十一条から第二十四条まで(第二十三条第二項の規定を除く)、第二十四条の四、第二十四条の九第一項又は第二十四条の十第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項(第一項第二号、第二項第一号、第四項第一号、第一号及び第四号、第五項第二号、第五号、第六号及び第十号並びに前項を除く。)の処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。
- (西罰規定)
- 第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関して前条の違反行為(第二十二條第七号に規定する行為に係る同条の規定に違反する行為にあつては、常習として場所を提供し、又は周旋する行為に限る。)をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条に規定する罰金刑を科する。

(罰則の適用除外)

第三十三条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。この条例に違反する行為をしたとき青少年であった者についても同様とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第二十八条に規定する自動販売機を設置している者は、同条に規定する自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売を業とする者とみなす。この場合において同条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「この条例施行の日から一箇月以内」とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和五十九年条例第七十二号(抄)附則(昭和五十九年三月十三日から施行する)抄
- 1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成三年条例第三十五号(抄)附則(平成三年三月二十日施行)抄
- 1 この条例は、昭和五十九年三月二十日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、京都府青少年環境浄化審議会(以下「審議会」という。)の設置に関する改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- (平成四年規則第三十六号で平成四年三月二十日から施行) (経過規定)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成八年条例第十六号)

附 則

- 1 この条例は、平成八年十月一日から施行する。
- (テレホンクラブ等営業の禁止区域に関する経過措置)
- 2 附則第五項の規定により適用されるこの条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例以下「改正後の条例」という。
- 2 第二十五条の二第一項の規定による届出をしたテレホンクラブ等営業者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成十年九月三十日までの間は、改正後の条例第二十

附 則

- 1 この条例は、平成八年十月一日から施行する。
- (テレホンクラブ等営業の禁止区域に関する経過措置)
- 2 附則第五項の規定により適用されるこの条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例以下「改正後の条例」という。
- 2 第二十五条の二第一項の規定による届出をしたテレホンクラブ等営業者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成十年九月三十日までの間は、改正後の条例第二十

四条の二第一項の規定は、適用しない。

(テレホンクラブ等営業の広告物の表示の禁止に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に表示されている改正後の条例第二十四條の三第一項の広告物については、施行日から平成八年十二月三十一日までの間は、同項の規定は、適用しない。
- (自動販売機等による利用カード等の販売等の制限に関する経過措置)

附 則

- 4 附則第六項の規定による届出をした者については、施行日から平成八年十二月三十一日までの間は、改正後の条例第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。
- (テレホンクラブ等営業の開始届に関する経過措置)

附 則

- 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第十二条第八号に規定するテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、改正後の条例第二十五條の二第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「テレホンクラブ等営業を開始する日の十日前」とあるのは、「平成八年十月三十一日」とする。
- (利用カード等の自動販売機等の設置届)

附 則

- 6 この条例の施行の際現に自動販売機又は自動貸出機(改正後の条例第十五条の二第三項の場所に設置されているものを除く。)による改正後の条例第十二条第九号に規定する利用カード等の販売又は貸付けを業としている者は、規則の定めるところにより、平成八年十月三十一日までに当該自動販売機又は自動貸出機の設置場所その他の事項を知事に届け出なければならない。
- 附 則(平成十一年条例第三号)抄

附 則

- この条例は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附 則(平成十一年条例第二十六号)
- この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)の施行の日から施行する。
- (施行の日)平成十一年十一月一日
- 附 則(平成十二年条例第十七号)

附 則

- この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則(平成十三年条例第四十四号)

附 則

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第二章中目次の改正規定(「第十四条の九」を「第二十四条の六」に改める部分を除く。)、第四章の次に一章を加える改正規定、第二十八条の改正規定及び第二十九條を削り、第二十九條の二を第二十九條とする改正規定並びに附則第五項の規定は、平成十四年二月一

附 則

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第二章中目次の改正規定(「第十四条の九」を「第二十四条の六」に改める部分を除く。)、第四章の次に一章を加える改正規定、第二十八条の改正規定及び第二十九條を削り、第二十九條の二を第二十九條とする改正規定並びに附則第五項の規定は、平成十四年二月一

日から施行する。

(政令で定める日「平成十四年四月一日」)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第二条の規定による改正後の青少年の健全な育成に関する条例(以下「新育成条例」という。)(第二十五条の二第一項に規定する利用カード等の販売等を行っている者は、同項に規定する利用カード等の販売等を行う者とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「利用カード等の販売等を開始する日の十日前」とあるのは、「平成十四年六月三十日」とする。

- 3 この条例の施行の際現に表示されている新育成条例第二十四条の六第一項の広告物については、この条例の施行の日から一月を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十六年条例第四十号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の二第五項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二十一条第四項第一号の次に一号を加える改正規定及び同条第六項の改正規定(「第四項第四号」を「第四項第二号」に改める部分に限る。)(は、同年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(前にこの条例による改正前の青少年の健全な育成に関する条例第二十五条第一項の規定による届出をした自動販売等業者であつて、施行日以後に自動販売機等により図書類等の販売又は貸付けをするものは、この条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第二十五条第一項の規定により届出をすべき自動販売等業者とみなす。この場合において、改正後の条例第二十五条第一項中「販売又は貸付けを開始する日の十日前」とあるのは、「平成十七年六月三十日」とする。

- 3 前項の規定により適用される改正後の条例第二十五条第一項の届出をすべき者については、施行日から平成十七年六月三十日までの間は、改正後の条例第十五条の三の規定は、適用しない。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十年条例第二十五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(公布の日「平成二十年十月十四日」)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第十二

- 条第十一号に規定する出合い喫茶等営業を営んでいる者は、当該出合い喫茶等営業に関し改正後の条例第二十五条の三第一項に規定する出合い喫茶等営業を営む者として同項の規定を適用する。この場合において、同項中「出合い喫茶等営業を開始する日の十日前」とあるのは、「青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年京都府条例第二十五号)(の施行の日から一月を経過する日」とする。
- 3 前項の規定により適用される改正後の条例第二十五条の三第一項の規定による届出をした出合い喫茶等営業者の当該届出に係る出合い喫茶等営業については、改正後の条例第二十四条の七第一項の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に改正後の条例第十二条第十一号に規定する出合い喫茶等営業を営んでいる者に係る出合い喫茶等営業については、この条例の施行の日から一月を経過する日(その日以前に附則第二項の規定により適用される改正後の条例第二十五条の三第一項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出の日)までの間は、改正後の条例第二十四条の七第一項の規定は、適用しない。